

令和3年度（第1案）		変更事項	《参考》前回（H30年度）	
設問		設問	設問	
F1	貴施設の種類を別表にて確認のうえ、該当する「番号」を記載してください。	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F1	貴施設の種類を別表にて確認のうえ、該当する「番号」を記載してください。
F2	貴施設の形態を○で囲んでください。 1 独立した建物 2 ビル、地下街の一部を使用	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F2	貴施設の形態を○で囲んでください。 1 独立した建物 2 ビル、地下街の一部を使用
F3	貴施設の規模（店舗の総面積から調理場面積を除いた面積）は100㎡以下ですか。 1 はい 2 いいえ	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F3	貴施設の規模（店舗の総面積から調理場面積を除いた面積）は100㎡以下ですか。 1 はい 2 いいえ
F4	F1の別表のうち「19ホテル、旅館などの宿泊施設」に該当する施設のみお答えください》 F4 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）は700㎡以下ですか。 1 はい 2 いいえ	■変更なし ・調査対象の属性把握に必要であり、比較性を確保するため変更しない	F4	F1の別表のうち「19ホテル、旅館などの宿泊施設」に該当する施設のみお答えください》 F4 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）は700㎡以下ですか。 1 はい 2 いいえ
/		■削除 ・前回調査において受動喫煙という言葉についての認知度は97%を超えており近年では広く一般に認知されたと考えられ、県条例の見直しに当たって削除しても影響が少ないため削除	問1	「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ） 1 言葉も意味も知っている 2 言葉は知っている 3 知らなかった（今回の調査で初めて知った）
		■削除 ・前回調査において受動喫煙という言葉についての認知度は89%を超えており近年では広く一般に認知されたと考えられ、県条例の見直しに当たって削除しても影響が少ないため削除	問2	受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ） 1 健康への影響がある 2 健康への影響はない ⇒問4にお進みください。 3 わからない ⇒問4にお進みください。
/		■削除 ・同一設問を県民意識調査に設けており、具体的な健康影響に対する認知度の把握は県民意識調査で可能なため、削除	問3	《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ） ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める 1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない
		■新規 ・改正法及び条例の認知度を確認する設問を新設	/	
問1	令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大されましたが、あなたはどの程度知っていますか。（健康増進法改正（全国）、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例改正（県下）） 次の中から1つ選んでください。（○は1つ） 1 内容までよく理解している 2 だいたい理解している 3 ルールが変わったことは知っている 4 聞いたことがない、わからない ⇒問3にお進みください		/	

令和3年度（第1案）	変更事項	《参考》前回（H30年度）
<p>《問2は、問1で1、2、3を選んだ方がお答えください。》 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。（○はいくつでも）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙 2 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室） 3 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない 4 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない 5 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止 6 既存の小規模飲食店※1は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる 7 義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある 8 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2 9 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない 10 喫煙可能室や指定たばこ専用喫煙室を設置している場合は、ホームページや看板等で広告や宣伝を行う際に各喫煙室を設置している旨を明示しなければならない。 11 喫煙してはいけない場所で喫煙をしている、またはしようとしている者に対して、喫煙の中止や退出を求めるよう努めなければならない。 <p>※1 要件は①2020年4月1日時点で営業している、②資本金5,000万円以下、③客席面積100㎡以下 ※2 ただし、厚生労働省が定める必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置可能</p>	<p>■新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法の内容の認知度を確認する設問を新設 ・施設管理者が対象であることから、資料2（県民意識調査）に設けていない「10」「11」の設問を追加 	
<p>《問3は、すべての施設管理者がお答えください。》 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。 次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内容までよく理解している 2 だいたい理解している 3 条例があることは知っている 4 聞いたことがない、わからない ⇒問5にお進みください。 <p>※ 神奈川県条例による独自の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内が禁煙の場合、出入口等に禁煙に関する標識を掲示しなければならない（法では喫煙室がある場合のみ出入口等に掲示すればよい） ○ 県第1種施設（映画館、集会場、物販店、金融機関、図書館等）では指定たばこ専用喫煙室（加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア）の設置ができない（法では、一部の県第1種施設に指定たばこ専用喫煙室の設置が可能） ○ 20歳未満の喫煙区域への立入制限違反があった場合、罰則適用ができる（法では罰則適用なし） ○ 喫煙室の技術的要件として室内循環型の喫煙ブースの設置を原則認めない（法では経過措置として屋外への排気が困難な場合、喫煙ブースの設置を認めている） ○ フロア全体を喫煙エリアとした場合も、技術的要件として「区画」以外の措置も必要（法ではたばこの煙が流出しないよう「区画」のみでよいとされている） 	<p>■一部変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の認知度を問う設問に変更はないが、条例の内容を補足するなど条例上乗せ部分の認知度を確認する内容となるよう一部記載方法を変更 ・独自規則一つひとつの認知度を確認する設問とすると、用語解説が多く必要になり、回答者の負担となることから包括的な問いに変更 ・法及び条例に係る個別意見は、問12～14において把握 	<p>《問4は、すべての施設管理者がお答えください。》 「神奈川県公共の施設における受動喫煙防止条例」（以下「受動喫煙防止条例」といいます）についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内容を知っている 2 内容を少し知っている 3 条例があることは知っている ⇒ 問6にお進みください。 4 知らなかった（今回の調査で初めて知った） ⇒ 問7にお進みください。 <p>《問5は、問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである 2 学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない 3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない 4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務(※)である 5 全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である 6 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない 7 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない 8 条例で定められている義務を果たさない施設には罰則（過料）が科される場合がある

令和3年度（第1案）	変更事項	《参考》前回（H30年度）
<p>問4 《問4は、問3で「1 内容までよく理解している」、「2 だいたい理解している」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 あなたは受動喫煙防止に関する新制度（改正健康増進法（全国）、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（県下））の内容について、何で知りましたか。 次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 県のたより 2 市町村の広報紙、郵便物 3 新聞報道、ネットニュース 4 テレビ・ラジオ番組 5 タウン紙 6 雑誌 7 イベント・街頭キャンペーン 8 電車、バス等の車内広告 9 チラシ・リーフレット 10 ポスター 11 ホームページ 12 家族・友人からの情報 13 加入している団体からの情報 14 禁煙や喫煙の表示 15 店頭でのディスプレイ広告 16 その他（具体的に： ）</p>	<p>■一部変更</p> <p>・今後の普及啓発事業の展開につながる有効な設問であるため継続とし、回答項目のうち頻度の低い「8 条例の説明会」を新たに実施している「8 電車、バス等の車内広告」に替え「15 店頭でのディスプレイ広告」を新設するなど一部変更</p>	<p>問6 《問6は、問4で「1 内容を知っている」、「2 内容を少し知っている」、「3 条例があることは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 受動喫煙防止条例を何で知りましたか。 次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 県のたより 2 市町村の広報紙 3 新聞報道 4 テレビ・ラジオ番組 5 タウン紙 6 雑誌 7 イベント・街頭キャンペーン 8 条例の説明会 9 県の職員の訪問 10 県のチラシ・リーフレット 11 ポスター 12 ホームページ 13 家族・友人からの情報 14 加入している団体からの情報 15 禁煙や分煙の表示 16 その他（具体的に： ）</p>
<p>問5 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ） * 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。</p> <p>1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる ⇒問6にお進みください 2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない（屋内の全ての場所で喫煙できる） ⇒問11にお進みください。</p>	<p>■一部変更</p> <p>・設問内容に変更はないが、改正法及び条例の施行に伴い、「分煙」等の一部表記を変更</p>	<p>問7 《問7は、すべての施設管理者がお答えください。》 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ） * 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。 * 従業員のみが利用する事務室や特定の利用客しか利用しない室内（宿泊施設の客室など）を除きます。</p> <p>1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる 2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない（屋内の全ての場所で喫煙できる） ⇒問11にお進みください</p>
<p>問6 《問6は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。 次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 利用客の健康を守るため 2 利用客により良いサービスを提供するため 3 利用客からの要望があったため 4 従業員の健康を守るため 5 従業員からの要望があったため 6 受動喫煙防止は世界的な動きであるため 7 法・条例により規制されているため 8 会社・本部などの方針であるため 9 テナントとして入っている施設等の方針であるため 10 その他（具体的に： ） 11 特に理由は無い</p>	<p>■一部変更</p> <p>・設問内容に変更はないが、改正健康増進法の施行に伴い「法」の表記を追加</p>	<p>問8 《問8は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。 次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <p>1 利用客の健康を守るため 2 利用客により良いサービスを提供するため 3 利用客からの要望があったため 4 従業員の健康を守るため 5 従業員からの要望があったため 6 受動喫煙防止は世界的な動きであるため 7 条例などにより規制されているため 8 会社・本部などの方針であるため 9 テナントとして入っている施設等の方針であるため 10 その他（具体的に： ） 11 特に理由は無い</p>

令和3年度（第1案）	変更事項	《参考》前回（H30年度）
	<p>■削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正健康増進法の施行により屋内の原則禁煙が義務化され、違反状態を前提とした設問となり、継続して設ける必要が薄れたため削除 	<p>《問11～問13は、すべての施設管理者がお答えください。》</p> <p>貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）</p> <p>* 現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合は、その対策に当てはまる選択肢に○をしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設内「禁煙」を実施する（喫煙所なし） 施設内「禁煙」を実施する（喫煙所あり） <p>※喫煙所＝たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、たばこを吸うためだけの場所</p> <ol style="list-style-type: none"> 「施設内分煙」を実施する（喫煙席（区域）を設ける） <p>※喫煙席（区域）＝たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、食事など施設のサービスを受けられる場所</p> <ol style="list-style-type: none"> その他の対策（具体的に： ） どのような受動喫煙防止対策に取り組むかは検討中である 受動喫煙防止対策には取り組まない（屋内の全ての場所で喫煙可とする）
<p>《問10～問11は、全ての施設管理者がお答えください。》</p> <p>貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。</p> <p>次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用客や売上げの減少 利用客とのトラブルの増加 喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置する費用の問題 喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置するためのスペースや施設の構造の問題 法や条例などで受動喫煙防止対策が義務付けられていない 喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）が無駄になる可能性 テナントとして入っている施設の管理者との調整 会社・本部などとの調整 施設の外での喫煙の増加 その他（具体的に： ） 特に課題は無い 	<p>■一部変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 設問内容に変更はないが、改正法及び条例の施行に伴い、用語を変更 	<p>貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。</p> <p>次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用客や売上げの減少 利用客とのトラブルの増加 喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題 喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや施設の構造の問題 受動喫煙防止条例などで義務付けられていない 喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性 テナントとして入っている施設の管理者との調整 会社・本部などとの調整 施設の外での喫煙の増加 その他（具体的に： ） 特に課題は無い
<p>今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。</p> <p>次の中から3つまで選んでください。（○は3つまで）</p> <ol style="list-style-type: none"> 受動喫煙による悪影響についての普及啓発 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート 未成年者への喫煙防止教育 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援 法や条例の着実な運用 受動喫煙防止に関する規制の強化 ⇒問12もお答えください。 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 ⇒問13もお答えください。 その他（具体的に： ） 	<p>■変更なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止対策に対する施設管理者の期待について把握する有効な設問であるため変更しない 	<p>今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。</p> <p>次の中から3つまで選んでください。（○は3つまで）</p> <ol style="list-style-type: none"> 受動喫煙による悪影響についての普及啓発 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート 未成年者への喫煙防止教育 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援 受動喫煙防止条例の着実な運用 受動喫煙防止に関する規制の強化 ⇒問14もお答えください。 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 ⇒問15もお答えください。 その他（具体的に： ）

